



しあわせ信州
山々と育む すこやかな国

労働ながの

2025

8月

NO.573



県の情報はこちらで
発信しています



長野県公式LINE



長野県公式X



長野県公式HP



労働ながのアンケートへのお願い

長野県では、「労働ながの」の今後の発行について見直しを検討しています。

皆様のご意見を伺いたく、下記のQRコードまたはURLよりアンケートへのご協力をお願いいたします。(所要時間2分)

URL : <https://forms.office.com/r/qjsxK8cV8V>



令和7年度 障がい者雇用フォーラム

「共に働く～誰もが輝く共生社会を目指して～」を開催します



「働く」ことに関わる人々が支え合いながら障がい者雇用を進めるために、「共に働く」ことから共生社会を考えます。

日時 令和7年9月18日(木) 14:00~16:00

場所 長野市芸術館リサイタルホール(地下2階)及び長野市桜スクエア(長野市鶴賀緑町1613番地)

内容 (予告なく変更する場合があります)

- 障がい者雇用優良事業所等表彰式(14:00~14:30リサイタルホール)
県知事表彰、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長表彰・理事長努力賞 等
- 講演・トークセッション(14:40~16:00リサイタルホール)
 - ・講演テーマ「共に創る未来への挑戦(エプソンが取り組むインクルーシブな障がい者活躍)」
講師 根村 絵美子氏(セイコーエプソン(株)専門役員(人的資本・健康経営本部担当))
 - ・トークセッションテーマ「共に働く～誰もが輝く共生社会を目指して～」
根村 絵美子氏、上條 尚史氏(エプソンミズベ(株)代表取締役)ほか
- 物品販売(11:00~13:00頃) ※売り切れ次第終了、天候による中止、変更の可能性あり
障がい者福祉サービス事業所の皆さまが手作りしたパンやお菓子、雑貨等の販売
- ワークフェア(13:30~リサイタルホール前ホワイエ)
障がい者雇用企業による取り組み紹介、絵画コンテスト入賞作品展示 等

参加について

リサイタルホールで開催する表彰式・講演の観覧をご希望の場合、9月12日(金)までに下記よりお申し込みください。

(長野市桜スクエアへの来場については事前申込み不要です。)

https://apply.e-tumo.jp/pref-naganou/offer/offerList_detail?tempSeq=58746



人手不足や人材確保にお困りの企業の皆様へ

外国人材の雇用について相談できる窓口をご紹介します！

長野県では、外国人材の雇用を検討されている県内企業を対象に、「長野県外国人材受入企業サポートセンター」及び「長野県外国人材受入企業マッチング支援デスク」を運営しています。

長野県外国人材受入企業サポートセンターについて

在留資格等に関する県内企業からの相談に対応

「外国人材を雇用するとき、どんなルールがあるんだろう…」 「技能実習」や「特定技能」ってどんな在留資格？など、主に在留資格や労務管理に関する相談に、専門の知識を持った行政書士・社会保険労務士が**無料**で対応します。

外国人材活用に関するセミナーの開催（対面・オンライン）

雇用に関する留意点や在留資格制度について、毎回テーマを変えて年度内に5回開催予定です。会場参加のほか、オンライン参加も可能ですので、お気軽にお申込みください。セミナーの詳細および申込方法は、下記WEBサイトをご確認ください。

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
予定日	8/19(火) (終了)	9/18(木)	10/21(火)	11/20(木)	1/23(金)
場 所	長野合同庁舎	佐久合同庁舎	松本合同庁舎	諏訪合同庁舎	伊那合同庁舎

【相談方法】

下記WEBサイトもしくは電話番号からご相談ください。（委託先：長野県行政書士会）

WEBサイト：<https://nagano-gaisapo.org/>

電話番号：026-217-1471（受付時間 土日祝日を除く9:00～16:00）



サポートセンター
WEBサイトはこちら

長野県外国人材受入企業マッチング支援デスクについて

外国人材の採用に関する企業からの相談に対応、企業と監理団体・登録支援機関等をマッチング

「外国人材を採用したいけれど何から始めて良いか分からない」「外国人材の採用に不安を感じている」という企業は、まずはこちらにご相談ください。何度でも**無料**で対応し、ご相談内容に応じて、ニーズに合った適切な監理団体・登録支援機関等とのマッチングを支援します。



外国人材受入れはじめての一步セミナーの開催（オンライン）

外国人材受入れにあたっての不安の解消、外国人材の定着・活躍に役立つセミナーを開催します（3回）。日程等の詳細が決まりましたら下記WEBサイト等でお知らせします。

【相談方法】

下記WEBサイトもしくは電話番号からご相談ください。（委託先：アデコ株式会社）

WEBサイト：<https://nagano-gaikokujinzai.com/>

電話番号：050-3666-0468（受付時間 土日祝日を除く9:30～17:30）



マッチング支援デスク
WEBサイトはこちら

令和7年春季賃上げ要求・妥結状況調査結果（最終報）

労働雇用課では、県内の民間労働組合を対象に「春季賃上げ要求・妥結状況調査」を実施しております。令和7年6月30日現在でまとめた調査結果（最終報）の概要は、次のとおりです。

報告があった231組合のうち集計可能な204組合が賃上げ要求を行い、200組合が妥結しました。

平均要求額は15,276円で、前年同期（令和6年6月30日現在）と比べ金額で1,693円増加し、平均要求率は5.59%で、前年同期を0.40ポイント上回りました。

平均妥結額は10,420円で、前年同期（同上）と比べ金額で431円増加し、平均賃上率は3.83%で、前年同期を0.02ポイント上回りました。

また、企業規模別平均妥結額の状況をみると、従業員300人未満規模で8,683円（平均賃上率3.41%）、300～999人規模で11,775円（4.14%）、1,000人以上規模で14,681円（4.61%）となりました。

区 分		要 求				妥 結			
		平均年齢	平均賃金	組合数	平均要求額	平均要求率	組合数	平均妥結額	平均賃上率
調査計 (R7.6.30現在)		歳	円	組合	円	%	組合	円	%
		40.8	273,425	204	15,276	5.59	200	10,420	3.83
企業規模別 状 況	300人未満	41.1	254,842	113	12,885	5.06	113	8,683	3.41
	300～999人	40.4	283,537	62	17,550	6.19	60	11,775	4.14
	1000人以上	40.6	324,213	29	19,730	6.09	27	14,681	4.61
前年同期 (R6.6.30)		40.6	261,907	175	13,583	5.19	172	9,989	3.81

(注) 1 要求・妥結状況は、単純平均によるものです。 2 平均賃上率は、妥結組合の平均賃金に対するものです。

令和7年夏季一時金要求・妥結状況調査結果（第1報）

労働雇用課では、県内の民間労働組合を対象に「夏季一時金要求・妥結状況調査」を実施しております。令和7年6月30日現在でまとめた調査結果（第1報）の概要は、次のとおりです。

報告があった157組合のうち集計可能な140組合が一時金要求を行い、136組合が妥結しました。

平均要求額は、2.40か月分の662,312円となり、前年同期（令和6年6月30日現在）と比べ金額では13,266円増加し、月数では0.03か月下回りました。

平均妥結額は、2.06か月分の569,271円となり、前年同期（同上）と比べ金額では2,547円減少し、月数では0.06か月下回りました。

また、企業規模別の状況をみると、従業員300人未満規模の平均妥結額は494,466円（月数 1.90か月）、300～999人規模は601,884円（2.13か月）、1,000人以上規模は746,945円（2.39か月）となりました。

区 分		要 求				妥 結			
		平均年齢	平均賃金	組合数	平均要求額	平均 要求月数	組合数	平均妥結額	平均 妥結月数
調査計 (R7.6.30現在)		歳	円	組合	円	か月	組合	円	か月
		40.8	276,455	140	662,312	2.40	136	569,271	2.06
企業規模別 状 況	300人未満	40.9	260,754	71	590,577	2.26	71	494,466	1.90
	300～999人	40.9	281,960	46	694,750	2.46	43	601,884	2.13
	1000人以上	40.0	313,910	23	818,879	2.61	22	746,945	2.39
前年同期 (R6.6.30)		40.8	267,645	135	649,046	2.43	130	571,818	2.12

(注) 1 要求・妥結状況は、単純平均によるものです。 2 平均妥結月数は、妥結組合の平均賃金に対するものです。

≪労働施策総合推進法が改正≫ 全企業が対象！ カスタマーハラスメント対策が義務化されます

カスタマーハラスメント、求職者等へのセクシュアルハラスメント等のハラスメントのない職場づくりや、女性の職業生活における活躍に関する取組の推進等を図るため、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号、以下「改正法」）が令和7年6月11日公布されました。改正法は公布後1年6か月以内の政令で定める日に施行予定です（一部の規定は令和8年4月1日に施行予定）。

本紙面では改正法の中から「カスタマーハラスメント対策の義務化」の概要をお知らせします。

● カスタマーハラスメントとは？

▶ 以下の**3つの要素をすべて満たすもの**です。

- ① 顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
- ② 社会通念上許容される範囲を超えた言動により、
- ③ 労働者の就業環境を害すること。

● カスタマーハラスメントを防止するために雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります。

▶ 事業主が講ずべき雇用管理上必要な措置

- ・ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ・ 相談体制の整備・周知
- ・ 発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置

※ 具体的な措置の内容等は今後、国が指針において示す予定です。

※ カスタマーハラスメントに関する国、事業主、労働者、顧客等の責務が明確化されています。

● 参考

- ・ 令和7年の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）等の一部改正について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00003.html

- ・ 厚生労働省「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24067.html

「長野ダイバーシティワーク」のご案内

（ライフスタイルに合わせた多様な働き方創出事業）

長野県では、多様な人材の労働参加と県内企業の人材不足解消のため、短時間勤務の求人をはじめとした多様な働き方の県内での創出、普及を図る事業を実施しています。

社内の働き方・人材活用にこんな課題をお持ちではありませんか？

10社限定
相談・支援
無料



■ 正社員採用が難しく、慢性的にリソースが足りない…

■ 特定の社員しか業務内容を把握しておらず、マニュアルもない…

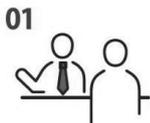
■ フルタイム常勤・オフィス勤務が前提の業務設計になっている…

■ 紙ベースの業務や対面主義が残っており、外部やリモート人材との連携が困難…

■ 過去に外注やフリーランスの活用でうまくいかなかった経験がある…

◆◆◆ そのお悩み、プロのコンサルタントが解決のお手伝いをします！ ◆◆◆

業務の切り出し（＝整理整頓）や社内研修、短時間求人の作成等をおして、多様な人材が活躍できる職場づくりを支援します。



01 ヒアリング



02 業務の可視化



03 業務の分類・分析



04 切り出し業務の選定



05 求人作成

「人手不足に悩んでいる」「どんな支援をしてくれるのか知りたい」等、お気軽にお問い合わせください！

お問い合わせ先 【令和7年度受託事業者：アデコ株式会社】

メール：ade.jp.diversitywork@jp.adecco.com

電話：050-3666-0493（受付時間：平日 9:30～17:30）



事業の詳細お問い合わせ支援の相談こちらから

労働ながの 編集・発行：長野県産業労働部労働雇用課 HPにも掲載中 労働ながの 検索

電話 026-235-7118 Eメール：rodokoyo@pref.nagano.lg.jp

「労働ながの」に対するご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております！